

○村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、第一保育園、第二保育園及び山居町保育園を廃止し、新たに統合保育園を建設するに当たり、乳幼児期から地元木材の温かさや優しさに触れ体感することで感受性を育むとともに、脱炭素社会実現への貢献と地域林業・木材産業の発展に資するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して、村上市補助金等交付規則（平成20年村上市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者等）

第2条 この補助金の交付を受けることができる者は、社会福祉法人、日本赤十字社及び公益社団法人又は公益財団法人のほか、市長が認めた法人格を有する者とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、保育園の建設に当たり、村上市産材を利用する木造木質化事業とする。ただし、本事業と同等の目的で県産材や地域材を対象とする他の補助事業の補助金の交付対象となっているものは、補助の対象としないものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の10分の10以内とし、9,000万円を限度とする。

2 前項の規定により算出された補助金額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 見積書、位置図、建物の配置図、平面図及び立面図

(2) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（事前着手）

第6条 申請者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手しようとするときは、村

上市統合保育園木造木質化推進事業事前着手届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、第5条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、これを審査し補助金の交付が適当であると認めるときは、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付申請の取下げ等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付申請取下書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、取下げを承認するときは村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金取下承認通知書（様式第5号）により、交付決定者へ通知するものとする。

（補助金の変更交付申請）

第9条 交付決定者は、補助金交付決定後の事業の変更により申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金変更交付申請書（様式第6号）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはこれを審査し、適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定し、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（中止等の承認申請等）

第10条 交付決定者は、事業内容に中止又は廃止（以下「中止等」という。）が生じたときは、速やかに村上市統合保育園木造木質化推進事業中止・廃止申請書（様式第8号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、中止等を承認するときは村上市統合保育園木造木質化推進事業中止・廃止承認通知書（様式第9号）により、交付決定者へ通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して15日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに村上市統合保育園木造木質化推進事業実績報告書（様式第10号）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付額確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した補助条件に適合することを認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付額確定通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び概算払）

第13条 前条の規定による確定通知を受けた交付決定者は、市長に対し、村上市統合保育

園木造木質化推進事業補助金交付請求書（様式第12号）により補助金の交付請求を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付決定金額の範囲内において、補助金の概算払をすることができる。

3 交付決定者は、前項の規定により補助金の概算払を請求するときは、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金概算交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（財産の処分の限度）

第14条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 前項の規定により定められた期間において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長の承認を受けて取得財産等を処分したことにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（補助金交付の取消し）

第15条 市長は、補助金の交付額確定を受けた交付決定者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を第3条に規定する補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 補助金交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消す旨の決定をしたときは、交付決定者に対し交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について交付決定者に返還を命ずることができる。

3 市長は、前2項の規定による返還の請求については、村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金返還命令書（様式第14号）により行うものとする。

（必要な指示等）

第17条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、必要限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。